

財 関 第 4 6 9 号
令和 4 年 6 月 2 0 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関 税 局 長 阪 田 渉

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）等の一部を下記のとおり改正し、令和4年7月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 2 通関業法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第105号）の一部を次のように改正する。

別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 3 条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）の一部を次のように改正する。

別紙3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 4 税関様式関係通達（昭和47年3月1日蔵関第107号）の一部を次のように改正する。

（I 税関様式の一部改正）

次に掲げる様式をこれに対応する別紙4-1に掲げる様式に改める。

税関様式C第1000号

税関様式C第1000号-13

税関様式C第1000号-1

税関様式C第1005号

(Ⅱ 記載要領及び留意事項の一部改正)

別紙4-2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第5 関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）の一部を次のように改正する。

別紙5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第6 外国貿易等に関する統計基本通達（昭和59年10月17日蔵関第1048号）の一部を次のように改正する。

別紙6「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。